

令和5年5月吉日

フジテック株式会社の株主の皆様

株式会社ウチヤマ・インターナショナル
代表取締役 内山 高一

小林英明弁護士を委員長とする第三者委員会による検証の終了について

今般、フジテック株式会社（以下「フジテック」といいます。）は、2023年4月7日付「内山前会長の解職等に関する当社取締役会の見解及び第三者委員会による追加調査及び検証の終了に関するお知らせ」（以下「4月7日付開示」といいます。）及び同年5月23日付「関連当事者取引等に関する第三者委員会の指摘事項に対する当社の対応に関するお知らせ」（以下「5月23日付開示」といいます。）を公表しました。

同開示において、フジテックは、小林英明弁護士を委員長とする第三者委員会（以下「本件第三者委員会」といいます。）による調査終了につき、内山らの協力が十分ではなかったことがその一因であるかのように公表しております。

しかし、内山らは、本件第三者委員会による調査に協力しており、協力が十分ではなかったなどということはありません。以下で、ご説明をさせていただきます。

そもそも、本件第三者委員会の調査対象は、オアシスがフジテックの経営権を奪取するためでっち上げた事実無根の指摘であったところ、内山らは、かかる指摘が事実と反することを当初より、フジテックの株主その他のステークホルダーの皆様に対して説明しており、オアシスの指摘に係る疑惑の解明を誰よりも望んでおりました。本件第三者委員会による調査についても、早期にその調査を終了し、真実が公表されることを心から望んでおりました。

事実として、本件第三者委員会の委員である辺弁護士は、フジテックに対する令和4年12月31日付けのメール連絡において、明確に、本件第三者委員会として調査継続の意思があり、可能な限り早期に調査を再開すべく、フジテックとして契約継続の判断をするよう要請しております。

そして、フジテックは、令和5年1月13日開催の取締役会において、本件第三者委員会による調査継続の決議を取り、令和5年1月16日、本件第三者委員会に対し、調査継続の意向を回答しました。

上記やりとりに際して、本件第三者委員会は、フジテックに対し、更なる協力を要請し、フジテック及び内山らは、当該要請を了解し、本件第三者委員会と調整を進めておりました。

フジテックは、本件第三者委員会との間で契約継続に向けた条件のすり合わせを行っておりましたが、その後、本件第三者委員会は、更なる条件提示をするなど、調査継続に消極的な姿勢を示すようになりました。オアシスによる本件第三者委員会に対するネガティブキャンペーンの影響を受けた可能性があると考えています。

このような状況において、フジテックは、4月7日付開示にて、本件第三者委員会による調査の終了を公表しました。

内山らは、フジテックが多額の調査費用をかけたにもかかわらず、本件第三者委員会による調査が打ち切られたことに困惑しており、さらには、当該打ち切りの原因が内山らにあるかのような公表がなされたことに強い憤りを感じております。

以下で、本件の経過を説明し、内山らが本件第三者委員会による調査に協力していたことを、説明させていただきます。

- 4月7日付開示において、フジテックは、内山高一に対するヒアリングは1回しか行われていないと記載しております。しかし、内山高一は、令和4年9月22日、自発的に本件第三者委員会にドムス元麻布のレセプションとしての利用状況をレセプションにお招きしたゲストの実名を含む資料を提示しつつ説明いたしました。また、同年12月28日には、3時間に及ぶ本件第三者委員会のヒアリングに応じております。このように、内山高一は、2回にわたり、本件第三者委員会との面談を行っております。

なお、本件第三者委員会は、令和4年8月1日に設置されておりますが、内山高一への追加ヒアリング依頼があったのは、設置から約3か月を経過した同年12月8日であり、また、同ヒアリングにおいて本件第三者委員会の委員からの質問はほとんどなく、専ら補助者からの要領を得ない質問が繰り返されるのみでした。

- 本件第三者委員会がフジテックに対して要請した資料請求リストは約60頁、約350項目に及ぶものとなり、そのうち、約98%（資料数として約600個）を提出しております。第三者委員会に対して、非協力的といえる

事実はありません。

- 本件第三者委員会からは、フジテックに対して、計42名のヒアリングを依頼されました。まず、フジテック社員については、19名中17名が面接を実施しております（なお、同一人に対し複数回のヒアリングも実施されております。）。

その他、ヒアリング対象者の中には、16名の退職者、7名の社外関係者が含まれており、調整に時間を要するなどの事情はありましたが、協力を得られた退職者や社外の方については、面談を実施しております。

- さらに、内山らは、本件第三者委員会からの要請に従い、別紙のとおり資料を提出しております。これらは本件第三者委員会から要望があった資料のうち財務諸表等を除く現存資料の全てに相当します。

なお、財務諸表等については、本件第三者委員会は、昭和55年から令和4年当時までの財務諸表、計算書類、税務申告書、会計帳簿、株主名簿等の全ての提出を求めました。しかし、その依頼内容は、オアシスの指摘内容とは全く関連がないものを含む広範なものとなっておりましたので、内山らは、代理人を通じ、その必要性について問い合わせを行いました。しかし、本件第三者委員会は、その必要性に関しては中身のある回答をしませんでした。そのため、やむなく財務諸表等については、開示しておりません。

- 上記のとおり、内山らは、必要な資料を提出しているほか、本件第三者委員会からの書面による質問についても適切に回答しております。また、本件第三者委員会からの要望に従い、過去の取引先に対して資料提出を求め、取引先から提出された資料を本件第三者委員会に提出するなどの対応も行っておりました。
- このように、内山らは調査に協力していたにもかかわらず、本件第三者委員会は、内山らに対し、一方的に、財務諸表等を提出しなかった場合には、調査報告書において、非協力的であったかのような記載を行わざるを得ないなどと通告しました。内山らは、本件第三者委員会の通告が、あまりに不当な通告であったことから、代理人を通じ、「協力させていただいているにもかかわらず、非協力的であるかのような記載をされることは遺憾であり、実際に報告書にそのような記載をされた場合は、然るべき法的措置を講じさせていただく」旨連絡した次第です。

上記に記載のとおり、フジテックが公表した4月7日付け開示、5月23日付開示の内容は事実に反しております。

フジテックが巨額の費用を投じて調査を委嘱した本件第三者委員会が3か月超の期間を費やしたにもかかわらず、オアシスの指摘に係る検証を完遂できな

かったことは内山らとしても誠に遺憾であります。

いずれにいたしましても、内山らが、本件第三者委員会の調査に協力しなかったというような事実はありません。

株主の皆様におかれましては、上記事実経過を正しくご理解いただき、当社が提案する株主提案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

別紙

- ✓ 1989年9月8日付消費貸借契約書
- ✓ 1989年9月18日付消費貸借契約書
- ✓ 2006年3月31日付不動産鑑定評価書
- ✓ 2006年5月9日付不動産鑑定評価書
- ✓ 2007年3月22日付不動産売買契約書
- ✓ 2012年8月20日付調査報告書
- ✓ 2013年8月20日付調査報告書
- ✓ 2014年8月19日付調査報告書
- ✓ 2015年1月9日付購入意向表明書
- ✓ 2015年1月28日付売却意向表明書
- ✓ 2015年3月23日付金銭消費貸借契約書
- ✓ 2015年3月23日付金銭消費貸借契約に関する追加約定書
- ✓ 2015年3月25日付プロジェクト契約書
- ✓ 2015年3月25日付受益権質権設定契約書
- ✓ 2015年3月25日付質権承諾設定依頼書兼承諾書
- ✓ 2016年12月30日付顧問契約書
- ✓ 2017年10月13日付信託受益権売買契約書
- ✓ 2017年10月13日付不動産管理処分信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書
- ✓ 2017年10月13日付確認書Ⅰ
- ✓ 2017年10月13日付確認書Ⅱ
- ✓ 2017年12月27日付不動産売買契約書
- ✓ 2022年5月23日付振込明細
- ✓ フィットウィル試算表
- ✓ 高輪ビル関連決算報告書
- ✓ 賃料振込明細（賃料等住戸別内訳 2022年8月）
- ✓ 税理士への支払いに係る会計帳簿の写し
- ✓ アルバイトの雇用契約書